

「特別警報」「警報」発令時の登下校と学校給食の対応について

特別警報及び大雨・台風による暴風雨や大雪などにかかる「警報」発令時の児童の登下校と学校給食の対応についてお知らせします。

記

1 「警報」発令時の登下校について

- (1) 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているときは、臨時休業とします。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても「たつの市」に発令されていない場合には、登校します。
- (2) 午前7時以降、8時30分までに警報が発令された場合も、臨時休業とします。
○警報発令が登校途中の場合、児童は原則登校し、登校済みの児童とともに、安全確保を最優先に適切に対応します。
- (3) 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合は、通学路の安全等を確かめてから下校させる等の対応をします。

2 学校給食について

- (1) 午前7時の時点でたつの市に「特別警報」「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているときは、その日の学校給食は中止とします。
- (2) 午前7時の時点で警報が発令されていないが、午前8時30分までに警報が発令された場合は、その日の学校給食は中止とします。
- (3) 午前8時30分以降に警報が発令された場合は、気象状況等を参考に学校給食の実施の有無を決定します。
- (4) 学校給食が中止になった場合、保護者への給食費の払い戻しは行いません。

3 その他

「警報」が発令されていなくても、登校時の安全などに問題があると判断したときは、別に連絡します。

【例えば】

学校→地域委員→地区放送（地域委員からの電話やメールの場合もある）

<備考>

- 警報発令時にはご登録いただいている緊急時連絡メールシステムにより連絡をしますが、時間がかかったり、通信障害等で届かなかったりする場合も考えられますので、ご家庭においても必ず気象情報をご確認の上、対応をお願いいたします。なお、個別での学校への問い合わせは、電話回線確保のため、ご遠慮ください。
- 5月にテストメール送信を行います。日時等、詳細につきましては、後日、文書にてお知らせをいたします。アドレス変更等につきましても、その文書にてご確認ください。